

# 電気設備工事仕様書

## I 工事概要

1. 工事場所 ( )
2. 地域地区 ( )
3. 敷地面積 m<sup>2</sup>
4. 建物用途
5. 概略概要

No.	建物名称	工事種別	構造	階数	耐火区分	消防法の区分	建築面積(m <sup>2</sup> )	延面積(m <sup>2</sup> )
1	〇〇棟	改修	RC	3	準耐火建築物	(7)	1,000.00	1,000.00
2								
3								
4								
5								
6								
7								
合計							1,000.00	1,000.00

## 6. 工事種目 (〇印を付したものが該当)

	1	2	3	4	5	6	7
受変電設備							
電力貯蔵設備							
発電設備							
電灯コンセント設備							
動力設備							
構内情報通信網設備							
構内交換設備							
情報表示装置							
映像・音響設備							
拡声設備							
誘導支援装置							
テレビ共同受信設備							
テレビ電波障害調査							
防災設備							
防犯設備							
中央監視制御設備							
雷保護設備							
屋外設備							
建築工事							
機械設備工事							

## II 工事仕様

1. 共通事項  
(1) 図面及び特記事項に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工編) 令和7年版」(以下「標準仕様書」という)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工編) 令和7年版」(以下「標準図」という)による。  
ただし、改修工事に関しては「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工編) 令和7年版」(以下「改修標準仕様書」という)による。  
(2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を採用する。
2. 特記事項  
(1) 章及び項目は、番号に〇印のついたものを適用する。  
(2) 特記事項は、〇印を適用する。  
○印の無い場合は、\*印のあるものを適用する。  
○印と◎印のある場合はともに適用する。

## 章 項目 特記事項

章	項目	特記事項
1	1 適用基準等	・ 消防用設備等の技術基準(第9次改訂版) (全国消防協会中国支部編) ・ 公共施設用照明器具(2025年版) (一般社団法人日本照明工業会) * 當精工事写真撮影要領による 工事写真撮影が「ドック」電気設備工編 令和5年版 一般社団法人公共建築協会 編集 国土交通大臣官房官庁営繕部 監修
2	2 機材の品質等	本工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、JISで表示のない機材及びその製造者等は、次の1)~6)の事項を満たすものとする。 ただし、使用量の少ないもの、簡易な機材又は品質を証明する資料の入手困難なもの等については、次の1)~6)を考慮の上、監督職員の承諾を受けて証明資料の提出を省略することができる。 1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 3) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 4) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 5) 安定的な供給及び保守等の営業体制が整えられていること。 6) 材料及び接着剤等のM777P1)放散量はF☆☆☆☆とする。 なお、商品名が記載された機材については、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。 また、これらの機材を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 ただし、一般社団法人公共建築協会編集・発行の「建築材料・設備等品質性能評価書 建築材料等評価名簿(最新版)」及び「同設備機材等評価名簿(最新版)」に記載されたものについては、所定の品質及び性能を有しているものとする。
3	3 環境への配慮	本工において、国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく、現行の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目分野「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準を満たすものとする。
4	4 契約種別等	・ 業務用電力 変圧器容量 電灯 KVA 動力 KVA 計 KVA ・ 低圧電力 ・ 従量電灯A 従量電灯B 定額電灯
5	5 電気保安技術者	工事現場における電気保安技術者は、電気工作物の保安の業務を行うものとする。
6	6 電気工士	最大電力500kW以上の場合においても、第一種電気工士により施工を行う。
7	7 現場事務所	・ 設置できる (・ 敷地内 ・ 敷地外(設置可能場所: )) ・ 設置できない
8	8 工事用電力、水	構内既存の施設 工事用水 ・ 利用できる(有償) ・ 利用できない 工事用電力 ・ 利用できる(有償) ・ 利用できない

## 章 項目 特記事項

9	9 発生材の処理等	・ 引き渡しを要するもの ・ 放射性物質(Pb)廃棄物 ( ) ( ) ・ 現場において再利用を図るもの ( ) ( ) ・ 有価物 ( ) ( ) 産業廃棄物の処理及び再資源化を図るものは下記による。 <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>品目</th><th>搬出場所</th><th>距離(Km)</th><th>D/D区間(有・無)</th><th>処分費(有・無)</th><th>備考(再資源化の有無等)</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">特定建設材料</td><td>・ コパト塊</td><td>〇〇市〇〇町</td><td></td><td></td><td></td><td>有</td></tr><tr><td>・ 731塊</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>有</td></tr><tr><td rowspan="2">特定建設材料</td><td>・ コパト</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>有</td></tr><tr><td>及び敷から成る建設材料</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">特定建設材料</td><td>・ 木材</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>有</td></tr><tr><td>・ 炭石等</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">産業廃棄物</td><td>・ 金属くず</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 塵芥</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">その他</td><td>・ 水処理製品</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 産業廃棄物</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> * 搬去品の変圧器等は製造年、品番等を確認し微量Pb分析の要否を判定する。 * 搬去品の微量Pb分析を行う。( ) * が絶縁閉閉器、が絶縁変圧器等受電機器に含まれる六ヶ化硫黄(SF6)がは、製造者又はが回収業者に回収を委託し、再使用又は再資源化する。	項目	品目	搬出場所	距離(Km)	D/D区間(有・無)	処分費(有・無)	備考(再資源化の有無等)	特定建設材料	・ コパト塊	〇〇市〇〇町				有	・ 731塊					有	特定建設材料	・ コパト					有	及び敷から成る建設材料						特定建設材料	・ 木材					有	・ 炭石等						産業廃棄物	・ 金属くず						・ 塵芥						その他	・ 水処理製品						・ 産業廃棄物					
項目	品目	搬出場所	距離(Km)	D/D区間(有・無)	処分費(有・無)	備考(再資源化の有無等)																																																																				
特定建設材料	・ コパト塊	〇〇市〇〇町				有																																																																				
	・ 731塊					有																																																																				
特定建設材料	・ コパト					有																																																																				
	及び敷から成る建設材料																																																																									
特定建設材料	・ 木材					有																																																																				
	・ 炭石等																																																																									
産業廃棄物	・ 金属くず																																																																									
	・ 塵芥																																																																									
その他	・ 水処理製品																																																																									
	・ 産業廃棄物																																																																									
10	10 交通安全管理	以下のとおり、交通の誘導に係る業務に従事する者を配置すること。配置する位置は別に図示する。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>人・日数</th><th>交通安全管理の必要な作業等</th></tr></thead><tbody><tr><td>交通誘導員A</td><td></td><td></td></tr><tr><td>交通誘導員B</td><td></td><td></td></tr><tr><td>交通管理員</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (注) 取扱い又は「當精工事における交通誘導員の取扱い基準」(當精工事HP掲載)による	名称	人・日数	交通安全管理の必要な作業等	交通誘導員A			交通誘導員B			交通管理員																																																														
名称	人・日数	交通安全管理の必要な作業等																																																																								
交通誘導員A																																																																										
交通誘導員B																																																																										
交通管理員																																																																										
11	11 工事写真	下記ものを提出する。 仕様は、鳥根監當精工事写真取扱要領による。 <table border="1"><thead><tr><th>品名・仕様</th><th>提出部数</th></tr></thead><tbody><tr><td>・ 電子データ(D-R等) (写真管理ファイル、工事写真、完成写真、完成写真集、参考図等)</td><td>1部</td></tr></tbody></table>	品名・仕様	提出部数	・ 電子データ(D-R等) (写真管理ファイル、工事写真、完成写真、完成写真集、参考図等)	1部																																																																				
品名・仕様	提出部数																																																																									
・ 電子データ(D-R等) (写真管理ファイル、工事写真、完成写真、完成写真集、参考図等)	1部																																																																									
12	12 完成時の提出図書	下記ものを提出する。 <table border="1"><thead><tr><th>品名・仕様</th><th>提出部数</th></tr></thead><tbody><tr><td>・ 情報共有がで処理を行った當精工事作業の電子データ(D-R等) (情報共有がを使用した場合のみ) (電子媒体での納品が困難な場合は受発注者間協議により決定する)</td><td>1部</td></tr></tbody></table>	品名・仕様	提出部数	・ 情報共有がで処理を行った當精工事作業の電子データ(D-R等) (情報共有がを使用した場合のみ) (電子媒体での納品が困難な場合は受発注者間協議により決定する)	1部																																																																				
品名・仕様	提出部数																																																																									
・ 情報共有がで処理を行った當精工事作業の電子データ(D-R等) (情報共有がを使用した場合のみ) (電子媒体での納品が困難な場合は受発注者間協議により決定する)	1部																																																																									
13	13 完成図	下記ものを、竣工後15日以内に提出する。 仕様は、鳥根監當精工事完成図取扱要領による。 <table border="1"><thead><tr><th>品名・仕様</th><th>提出部数</th></tr></thead><tbody><tr><td>撰写 竣工図 製本が(・ A3縮小版)白焼</td><td>部</td></tr><tr><td>図表(・ が表紙(うけ+仕上げ))</td><td>部</td></tr><tr><td>・ 電子データ(竣工図、施工図)(D-R等)</td><td>1部</td></tr></tbody></table> 製本の取りまとめについては監督職員の指示による。 設計に関するCADデータは貸与するが、著作権者は、鳥根監にある。なお、貸与されたデータは、当該工事における施工図又は完成図の作成のために以外に使用してはならない。	品名・仕様	提出部数	撰写 竣工図 製本が(・ A3縮小版)白焼	部	図表(・ が表紙(うけ+仕上げ))	部	・ 電子データ(竣工図、施工図)(D-R等)	1部																																																																
品名・仕様	提出部数																																																																									
撰写 竣工図 製本が(・ A3縮小版)白焼	部																																																																									
図表(・ が表紙(うけ+仕上げ))	部																																																																									
・ 電子データ(竣工図、施工図)(D-R等)	1部																																																																									
14	14 保全に関する資料	<table border="1"><thead><tr><th>書類名</th><th>提出部数</th></tr></thead><tbody><tr><td>建築物等の利用に関する説明書 (建築物等の利用に関する説明書作成要領による)</td><td></td></tr><tr><td>機器取扱説明書</td><td>* 1部</td></tr><tr><td>機器性能試験成績書及び現場試験成績表</td><td>部</td></tr><tr><td>官公署届出書類一覧</td><td></td></tr><tr><td>総合試験報告書</td><td></td></tr><tr><td>その他監督職員が指示するもの</td><td></td></tr><tr><td>建築物等の利用に関する説明書の電子データ(D-R等)</td><td>* 1部</td></tr></tbody></table>	書類名	提出部数	建築物等の利用に関する説明書 (建築物等の利用に関する説明書作成要領による)		機器取扱説明書	* 1部	機器性能試験成績書及び現場試験成績表	部	官公署届出書類一覧		総合試験報告書		その他監督職員が指示するもの		建築物等の利用に関する説明書の電子データ(D-R等)	* 1部																																																								
書類名	提出部数																																																																									
建築物等の利用に関する説明書 (建築物等の利用に関する説明書作成要領による)																																																																										
機器取扱説明書	* 1部																																																																									
機器性能試験成績書及び現場試験成績表	部																																																																									
官公署届出書類一覧																																																																										
総合試験報告書																																																																										
その他監督職員が指示するもの																																																																										
建築物等の利用に関する説明書の電子データ(D-R等)	* 1部																																																																									

## 章 項目 特記事項

15	15 提出書類	竣工検査までに下記のものを1部提出する。 1) 機器性能試験成績書 2) 現場試験成績表 ・ 絶縁抵抗測定結果 ・ 接地抵抗測定結果 ・ 耐電圧試験結果 ・ 化「端子出力」測定結果 ・ LANケーブル伝送品質測定結果 ・ 一般用照明照度測定結果(各室について3カ所程度) 測定高さは(事務室 FL+800、廊下等 FL+0)とする ・ 非常用照明照度測定結果(各室について2カ所程度) 測定高さは床面とする																																				
16	16 耐震措置	1) 本工事に求められる耐震安全性については、下記及び「重庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び解説(国土交通大臣官房官庁営繕部監修) 令和3年版」による。 基準に基づき定められた区分等構造体 ・ I類 ・ II類 ・ III類 建築非構造部材 ・ A類 ・ B類 建築設備 ・ 甲類 ・ 乙類 特定室( ) 機能の停止が許されない室( ) ※記載のない室は一般室とする。 2) 設備機器の固定は次に示すほか、「建築設備附設設計・施工指針(独立行政法人建築研究所監修) 2014年版」による設計用地震力に示す方法を適用する。 ③ 設計用水平地震力は、機器重量(kN)に、地域係数と次に示す設計用標準水平地震度(k)を乗じたものとする。 建築設備の設計用標準水平地震度(k) <table border="1"><thead><tr><th>設置場所</th><th>建物の種別</th><th>特定の施設</th><th>一般の施設</th></tr><tr><td></td><td>機器種別</td><td>重要機器</td><td>一般機器</td></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">上層階</td><td>機器</td><td>2.0</td><td>1.5</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>2.0</td><td>2.0</td></tr><tr><td rowspan="2">層上及び増層</td><td>水櫃(がけが)</td><td>2.0</td><td>1.5</td></tr><tr><td>機器</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td rowspan="2">中間階</td><td>防振支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.5</td></tr><tr><td>水櫃(がけが)</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td rowspan="2">地階及び1階</td><td>機器</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>水櫃(がけが)</td><td>1.0</td><td>1.0</td></tr></tbody></table> 注) 上層階の定義は次に示す。 2~6階建ての場合は最上階、7~9階建ての場合は上層2階、10~12階建ての場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階 重要機器は次のものを示す。 配電盤 自家発電装置 電話交換機 直流電源装置 UPS装置 火災報知受信機 中央監視制御装置 通信総合装置 危険物貯蔵装置(がけが、がけが) 一般機器は重要機器以外で重量が1[kN]を超えるものを示す。 なお、1[kN]以下の機器の取付は上記によるほか、機器製造者指定の方法により行う。 ② 設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。 3) あと施工アーク 施工後確認試験 試験方法 引張試験機による引張試験 対象機器 重要機器及び一般機器 (注) 機器重量が1[kN]以下の機器は使用するアークの確認試験資料を監督職員に提出し承諾をうけること。 確認強度 対象機器ごとのアークが1本あたりの短期引張強度の2/3以上 試験本数 対象機器1台に対し1本以上 試験箇所 監督職員の指示による。 4) 既存アークの再使用 既存アーク、既存が等再使用する場合は、状態及び強度を確認し、清掃してから使用する。	設置場所	建物の種別	特定の施設	一般の施設		機器種別	重要機器	一般機器	上層階	機器	2.0	1.5	防振支持の機器	2.0	2.0	層上及び増層	水櫃(がけが)	2.0	1.5	機器	1.5	1.0	中間階	防振支持の機器	1.5	1.5	水櫃(がけが)	1.5	1.0	地階及び1階	機器	1.0	0.6	水櫃(がけが)	1.0	1.0
設置場所	建物の種別	特定の施設	一般の施設																																			
	機器種別	重要機器	一般機器																																			
上層階	機器	2.0	1.5																																			
	防振支持の機器	2.0	2.0																																			
層上及び増層	水櫃(がけが)	2.0	1.5																																			
	機器	1.5	1.0																																			
中間階	防振支持の機器	1.5	1.5																																			
	水櫃(がけが)	1.5	1.0																																			
地階及び1階	機器	1.0	0.6																																			
	水櫃(がけが)	1.0	1.0																																			
17	17 耐震施工	横引き配管等は、地震時の設計用水平地震度及び設計用鉛直地震度に応じた地震力に耐えるよう標準図によるSA種、A種又はB種耐震支持を行う。ただし、次の場合を除く。 (a) 呼び径が2mm以下の単独配管 (b) 長さ800mm以下の金属が、幅400mm未満のケーブルが及び幅400mm以下の集合配管 (c) 定格電流600A以下のがが外 (d) 寸法材の長さが平均0.2m以下の配管配線等																																				
18	18 位置ボックス	・ 鋼製 ・ 樹脂製 鋼製がを使用する場合は、がに接地を施すこと。 防火隔壁等に埋込む場合は、鋼製とする。																																				

図面番号	工事名	図面種別	縮尺	設計・年月	担当者
( )		仕様書 1			設計者



